

(参考)

日本産精米の対中輸出検疫条件の概要

1. 検疫対象病害虫

- ・ヒメアカカツオブシムシ、カザリマダラカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシの3種のカツオブシムシ（以下「カツオブシムシ類」）
- ・イネもみ枯れ細菌病菌及びイネえそモザイクウイルス^(注)
(注) イネもみ枯れ細菌病菌、イネえそモザイクウイルスは、玄米、穀、土壌等により感染する病害であり、検疫措置として、精米に玄米、穀、土壌等が混入していないことのみ確認

2. 精米工場

- (1) 精米工場（付属する玄米貯蔵庫を含む。以下同じ。）は、カツオブシムシ類の誘引剤を使用したトラップ調査を1年間実施し、カツオブシムシ類が発生していないことを確認の上、指定する。
- (2) 精米工場は、中国側が侵入を警戒するその他害虫（*Tribolium destructor* 及びグラナリアコクゾウムシ (*Sitophilus granarius*)）に関して歩行性昆虫用トラップを使用したモニタリング調査を行うとともに、害虫が混入し得る箇所の清掃を徹底するなどの予防コントロール措置を実施。

3. 包装材の条件

- ・清潔かつ衛生的で、通気性のある新しい包装材で包装。各包装には中国向けであること、品種、精米工場及び輸出者の名称・住所を中国語で表記。

4. くん蒸処理

- (1) 輸出前にリン化アルミニウムを用いたくん蒸を実施。
- (2) くん蒸倉庫は、予め3か月間、カツオブシムシ類の誘引剤を用いたトラップ調査を実施。
- (3) くん蒸の都度、くん蒸開始1か月前から精米の搬出時までの間、カツオブシムシ類の誘引剤を用いたトラップ調査を実施。
- (4) くん蒸倉庫は、中国側が侵入を警戒するその他害虫（*Tribolium destructor* 及びグラナリアコクゾウムシ (*Sitophilus granarius*)）に関して歩行性昆虫用トラップを使用したモニタリング調査を行うとともに、不要な扉の開放を行わないなどの予防コントロール措置を実施。

5. 輸出検査

- (1) 植物防疫所の輸出検査を受検し、植物検疫証明書を添付。
- (2) 土、玄米、穀、ぬか、雑草種子及びその他植物残さが混入していないことを確認。

6. 再汚染防止措置

- ・精米の積込み前に、コンテナー等に対して検査及び消毒を実施。

※下線部 は主な変更箇所